

八潮市マスコットキャラクター

「ハッピーこまちゃん」着ぐるみ使用取扱要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」着ぐるみ使用取扱要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 要綱第2条第1項の申請書の提出は、第7条に規定する庶務担当課（以下「庶務担当課」という。）へ持参、郵送又はメールによる方法とする。

2 要綱第2条第2項の規定にかかわらず、市が事業を実施する場合は、着ぐるみを使用しようとする日の1年前から使用の申請をすることができるものとする。

(着ぐるみの受渡し等)

第3条 着ぐるみの受渡しについては、着ぐるみの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ貸出日前日までに受渡し時間等について庶務担当課と話し合い、取り決めておくものとする。

また、受渡しの際には、ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）を持参するものとする。

2 着ぐるみの貸出から返却までの運搬は、使用者が行うものとする。

3 着ぐるみの使用については、ハッピーこまちゃん着ぐるみ装着要領に定めるほか、ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に記載してある内容に基づき、使用するものとする。

4 着ぐるみの返却については、ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用承認・不承認通知書（様式第2号）に記載してある貸出期間内に、付属備品等を確認のうえ、第4条に規定する庶務担当課へ返却するものとする。

(庶務)

第4条 着ぐるみの使用取扱いに関する庶務は、企画財政部秘書広報課において処理する。

附 則

この細則は、令和元年12月10日より施行する。